

二、解雇手當額

勤続六ヶ月未満

現行通り

勤続一ヶ年未満

日給六十日分

勤続一ヶ年以上一ヶ月ヲ増ス毎ニ

日給二日分ヲ加算スル事

三、歸國旅費支給ノ件

歸國ニ要スル旅費ヲ支給セラレタキコト

四、退職手當制定ノ件

解雇手當ノ參分ノ貳ヲ支給セラレタキコト

五、臨時雇制度ノ改正

勤続六ヶ月以上ノ臨時雇ハ常雇雇トスルコト

六、請負單價決定ノ場合ハ職工働ト協議スルコト

七、組長佐長選定ノ場合ハ其ノ組ノ職工ノ二分ノ一以下上ノ同意ヲ經ルコト

八、七級役員ノ不徳者ヲ處分スルコト

以上